

# 釧路市通訳者登録制度のお知らせ

釧路市市民協働推進課

釧路地域の国際化が進む中で、商業分野、観光分野、医療分野など多分野で、釧路市内で通訳者を確保する必要性が大きくなっています。この制度は、釧路地域在住の通訳者に登録いただき、釧路市に通訳者の情報提供依頼があった際、人材情報を提供するための登録制度です。

## (登録要件)

- ・18歳以上の者で、日本語と日本語以外の言語について、日常会話以上の会話能力を有する者
- ・主に釧路市内での活動に関わることが可能な者

## (登録方法)

- ・登録用紙（様式1）に必要事項を記載してください。
- ・釧路市市民協働推進課に提出ください。（郵送可）
- ・登録完了後、登録確認通知書が送付され、登録完了となります。

## (登録後の活動)

- ・外部機関から登録情報の提供依頼があった際に、登録いただいている情報を提供します。
- ・業務内容にかかる調整、契約、報酬の支払いなどは、依頼者と直接、協議してください。

## (注意事項)

- ・この登録は業務を斡旋するものではありません。市は登録者および依頼者間における業務に関する一切の責任を負いません。
- ・ボランティアなど業務として実施しない場合にも、通訳者の責任を問われる場合があります。通訳によるトラブルを未然に防止するためにも、免責事項について書面による取り交わしを行うことをお勧めします。



本制度登録通訳者

(企業に所属する者を含む)



情報提供希望者

～地域の人材情報を提供します～

釧路市

(市民協働推進課)

☆要綱・申請書関係は、釧路市ホームページからもダウンロードいただけます。

・「登録するには」 <http://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kouryuu/kaigai/0000000011101.html>

・「利用するには」 <http://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kouryuu/kaigai/0000000011102.html>

申込・問合せ先：釧路市市民協働推進課 〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 TEL：31-4503 FAX：23-5220